

## 蒲郡市総合計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 蒲郡市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、蒲郡市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画策定に関する重要事項の審査及び調整
- (2) 総合計画原案の立案
- (3) その他総合計画の策定に必要な事項

### (組織)

第3条 策定委員会は、市長が任命する職員をもって組織する。

- 2 策定委員会に会長及び副会長を置き、会長に副市長を、副会長に教育長をもって充てる。

### (会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 策定委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (専門部会の設置等)

第6条 策定委員会に、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 健康福祉部会
  - (2) 都市基盤・安全安心部会
  - (3) 産業・市民活動・行財政部会
  - (4) 教育文化部会
- 2 専門部会は、策定委員会の審議に必要な調査研究、資料の提出等を行うとともに

に、部門別計画の素案を作成する。

- 3 専門部会は、市長が任命する職員をもって組織する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、その会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会の会議は、部会長が招集する。

(作業部会の設置)

第7条 専門部会に、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 総合計画策定に関する基本的事項の調査研究並びに資料の収集及び作成
  - (2) 総合計画試案の作成
  - (3) 専門部会からの指示事項
- 3 部会員は、市長が任命する。

(庶務)

第8条 策定委員会、専門部会及び作業部会に関する庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 蒲郡市総合計画策定ワーキング・チーム設置要綱(平成21年2月19日施行)及び蒲郡市総合計画策定専門委員会設置要綱(平成21年4月1日施行)は、廃止する。